

## 小田原市立病院新病院カフェ設置運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

小田原市立病院新病院カフェ設置運営事業は、令和8年春に開院予定の小田原市立病院（以下「新病院」という。）内にカフェを設置し、病院利用者の利便性向上及び病院スタッフの福利厚生向上を図るとともに、民間の運営ノウハウを活用し、カフェの適正かつ効率的な運営を行うことを目的とするものである。

目的実現のため、新病院内にカフェを設置し、及び管理運営できる法人事業者（以下「借受人」という。）を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式を次のとおり実施する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

小田原市立病院新病院カフェ設置運営事業

#### (2) 事業内容

3の期間のうち、カフェ設置場所の引渡日（令和8年2月末予定）から新病院の開院日（令和8年春予定）までに小田原市病院事業管理者（以下「貸付人」という。）が指定する設置場所においてカフェの運営に必要な設備、内装等の工事を終了させ、新病院の開院日から当該カフェの運営及び維持管理を行う。

### 3 貸付期間

新病院のカフェ設置場所の引渡日から令和18年9月30日まで

※カフェの設置のための準備期間及び撤去時の原状回復期間を含む。

※カフェの営業開始日は、新病院の開院日とする。

※本プロポーザルによる貸付期間は、新病院の開院時期により変更する場合がある。

当該貸付期間の変更については、貸付人と借受人で協議を行うものとする。

### 4 出店事業費の限度額

カフェ設置に係る出店事業費の提案については、次のとおりとする。

(1) 限度額 70,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 貸付人の事業費負担額については、(1)の限度額の範囲において借受人が提案した出店事業費のうち貸付人に費用負担を希望する金額を提示し、貸付人と借受人で協議し決定するものとする。

## 5 貸付物件の概要

- (1) 名 称 新病院
- (2) 所 在 地 小田原市久野 4 6 番地
- (3) 貸付場所 新病院 2 階フロアの一部（詳細は小田原市立病院新病院カフェ設置運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別紙「平面図」のとおり）
- (4) 貸付面積 94.70 m<sup>2</sup>

## 6 契約上の主な条件

### (1) 貸付方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付けとする。

### (2) 貸付料

ア 貸付料は月額払とし、支払額は、前月売上実績に借受人から企画提案書で提案のあった貸付料率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加えた額とする。

イ 借受人は、アに定める貸付料を、貸付人が指定した納付期限までに、貸付人が指定する方法により納付しなければならない。

ウ 貸付料は、新病院の開院日から発生するものとする。

エ 貸付料の支払に手数料が必要となる場合は、借受人の負担とする。

オ 貸付期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正があったときは、消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率による。

### (3) 営業開始日

営業開始日は、新病院の開院日とする。

### (4) 建築工事、設備工事、備品調達

ア カフェの建築に係る工事は、原則、実施要領別紙「求積図」に示す「工事エリア」の範囲において実施し、工事区分は実施要領別紙「工事区分表」のとおりとする。また、「テナント運用エリア」及び「テナント貸付エリア」の範囲における工事を実施する場合は、貸付人と協議し、了承を得た上で、B 工事及び C 工事として実施するものとする。

イ B 工事及び C 工事は、施工前に貸付人と協議し、了承を得た上で、借受人の一時的な負担により実施し、その後、当該工事に要した費用を貸付人が負担するも

のとする。ただし、貸付人が負担する当該費用は、事前に設計図等に基づいた見積書を貸付人に提示し、借受人と貸付人とで内容を精査し、及び協議を行うことにより当該負担する費用の額を決定するものとし、費用負担等については、次の表のとおりとする。

| 区分   | 業者の選定 | 一時的な費用負担 | 内訳精査後の最終的な費用負担      |
|------|-------|----------|---------------------|
| A 工事 | 貸付人   |          | 貸付人                 |
| B 工事 | 貸付人   | 借受人      | 様式第 8 号及び様式第 9 号による |
| C 工事 | 借受人   | 借受人      | 様式第 8 号及び様式第 9 号による |

※貸付人及び借受人の費用負担については、出店事業費見積書に記載した金額のうち、貸付人費用負担額に記載をしたものについて、貸付人と借受人が協議の上、決定した額を貸付人が負担する。

ウ B 工事は、令和 8 年 2 月 28 日までに施工を完了するものとする。

エ C 工事は、令和 8 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間で施工を始め、完了させること。なお、冷蔵庫、棚等の設置は、建築基準法（昭和 25 年法律第 21 号）に基づく仮使用認定後とする。

オ 貸付人は、実施要領別紙「工事区分表」にある A 工事の床、壁、天井、電気設備、空調設備、給排水設備等の必要最低限の工事を行う。

カ 設備等、運営に必要なカウンター及び什器・備品等の調達については、貸付人と協議し、了承を得た上で、借受人の一時的な負担により実施し、その後、当該調達に要した費用を貸付人が負担するものとする。ただし、貸付人が負担する当該費用に関しては、事前に調達品リスト、見積書等を貸付人に提示し、借受人と貸付人とで内容を精査し、及び協議を行うことにより当該負担する費用の額を決定するものとする。

キ 仮使用認定後の備品の更新並びに店舗内改修及び修繕については、貸付人と協議し、了承を得た上で、借受人の一時的な負担により実施し、その後、当該更新並びに改修及び修繕に要した費用を貸付人が負担するものとする。貸付人が負担する費用に関しては、事前に設計図等に基づいた見積書を貸付人に提示し、借受人と貸付人とで内容を精査し、及び協議を行うことにより当該負担する費用の額を決定するものとする。

ただし、借受人の費用負担で購入した備品の更新並びに店舗内設備等の改修及び修繕については、借受人の費用負担において実施するものとする。

ク 室外機タイプの冷蔵機器の設置を希望する場合は、貸付人と協議すること。

ケ 店舗内（客席エリア）には、本工事の中で貸付人が外来患者向け呼び出しモニタを設置する。その設置工事の時期及び設置場所は、貸付人と借受人による協議により決定するものとする。

#### (5) 通信機器等の設置

通信機器等の工事費用、設置機器等は、借受人の負担とする。

#### (6) 上下水道料金、電気料金の負担

ア 借受人は、上下水道又は電気を使用する場合には、当該使用に係る使用料の実費相当額を貸付人に支払う。当該実費相当額の算定は、施設全体の料金単価に基づき、上水道及び電気には子メーターの使用量を、下水道には上水道の使用量を適用し、計算する。

イ 借受人は、アに定める実費相当額を、貸付人が指定した納付期限までに、貸付人が指定する方法により納付すること。

ウ 借受人は、上下水道又は電気を使用する場合は、借受人の負担により子メーターを設置し、使用量を貸付人に報告すること。

#### (7) 維持管理責任

ア 貸付人の負担によりカフェ内に設置した設備の維持管理、修繕、交換、メンテナンス等の費用は、原則として貸付人の負担とする。

イ 使用物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等衛生管理、ごみ処理に係る経費等その他営業に係る全ての経費は、借受人の負担とする。

ウ 廃棄物の管理、回収及び処分は、借受人の負担により責任を持って行うこととする。

エ 商品が提供され飲食をするテーブル、椅子及び床等を含めた使用物件の清掃は、借受人の責任において実施することとする。

#### (8) 禁止事項

ア 指定用途以外の用途に供すること。

イ 貸付物件を第三者に転貸すること。

ウ 貸付物件に係る賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 建物の形質を改変すること。ただし、貸付人の承諾がある場合は、この限りでない。

## 7 運営に関する条件等

### (1) 基本条件

ア 効率的に長期にわたって運営ができること。

イ 病院利用者及び病院スタッフのニーズに対応することができ、病院内施設としてふさわしいサービス内容であること。

ウ 小田原市立病院の理念に従って、病院スタッフとともに歩むことができること。

### (2) その他の条件等

ア 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、その貸付条件を遵守すること。

イ 患者サービスの向上及び病院スタッフの福利厚生のために貸付人と必要に応じて協議すること。また、店舗の運営状況について定期的に報告すること。

ウ 営業に必要な各種法令に基づく許認可等は、借受人が取得すること。

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底すること。

オ 貸付人が定める病院内の警備保安対策、医療安全対策、感染症対策等を遵守すること。

カ 営業日及び営業時間は、原則、次のとおりとする。

(ア) 営業日：年中無休

(イ) 営業時間：午前7時30分から午後5時00分まで

※ただし、詳細は提案による。

キ ウェルカムカフェ及びスタッフ用カフェに商品の受渡し可能なカウンターを設けること。（スタッフ用カフェ側には、病院スタッフの休憩スペースとして40席程度が配置される想定としている。）

ク 商品や材料等の搬入・搬出時間及び経路については、貸付人と調整すること。

ケ 従業員の接遇研修を実施し、常に良質なサービスの提供に努めること。

コ アルコール類（ノンアルコール飲料を含む。）、生花や鉢植え、青少年の健全な育成に影響を及ぼす図書等は、販売しないこと。

サ 車椅子や点滴スタンドを使用している病院利用者等が利用しやすいよう、店内の通路幅などレイアウトに配慮すること。

シ 建物及び敷地内は全て禁煙区域となるため、灰皿等は設置しないこと。また、利用者に対する禁煙表示を行うこと。

ス 災害時等に備えるため緊急時用食料等の供給支援体制を整備しておくこと。

セ 地震等大規模災害発生時や新型コロナウイルス大流行時等には、病院からの協力要請に誠意を持って協力するとともに、店舗において万一事故が発生した場合は、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理体制を確保すること。

ソ 社会貢献に向けた活動に取り組むこと。

タ 貸付人が行うイベントの開催時に協力すること。

チ 借受人の責に帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合には、全て借受人の負担と責任において問題解決を図り、賠償すること。

ツ 次の事項を全て満たすこと。

(ア) プリペイド式の非接触型ＩＣカードシステム又はそれに準じた電子マネー決済サービスを導入すること。

(イ) 貸付人との間で伝票払による支払が可能であること。

テ その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、その都度貸付人と協議すること。

## 8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる要件を全て満たしている者であって、当該事業を貸付期間満了まで完遂できるものとする。

(1) 法人事業者であること。

(2) 単独事業者であること（共同企業体は、不可とする。）。

(3) 引き続き１年以上カフェ運営事業（飲食店事業を含む。）を営んでいること。

(4) 参加申込書の提出期限から候補者選定の日までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

(6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て

又は破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 小田原市暴力団排除条例（平成２３年小田原市条例第２９号）第２条第２号から第５号までの規定のいずれにも該当しないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 9 プロポーザル実施スケジュール

| 内 容                                         | 日 程                                              |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 公告日                                         | 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）                            |
| 実施要領等の配布                                    | 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水） 午前 9 時から                   |
| 質疑書の受付期限                                    | 令和 7 年 1 月 1 5 日（水） 午後 5 時まで                     |
| 質疑書への回答                                     | 令和 7 年 1 月 2 0 日（月）                              |
| 参加申込書等の提出期限                                 | 令和 7 年 1 月 2 4 日（金）                              |
| 企画提案書、提案価格見積書、<br>出店事業費見積書及び貸付人<br>負担額の提出期間 | 令和 7 年 2 月 3 日（月）～同月 1 0 日（月）<br>（午前 9 時～午後 5 時） |
| プレゼンテーション及びヒア<br>リング・審査（非公開）                | 令和 7 年 2 月 2 0 日（木）                              |
| 審査結果通知の送付・公表                                | 令和 7 年 2 月 2 5 日（火）                              |
| 契約の締結                                       | 令和 7 年 3 月中旬予定                                   |

※プレゼンテーションの実施日が変更になった場合は、その後の日程が変更になる可能性がある。

## 10 実施要領等の配布期間及び配布方法

### (1) 実施要領等の配布期間及び配布方法

ア 配布開始日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）

イ 配布方法

小田原市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

ウ 配布資料

(ア) 実施要領

(イ) プロポーザル様式集（様式第 1 号～様式第 9 号）

(ウ) 参考資料

実施要領別紙（平面図・求積図・工事区分表）

新病院概要（小田原市新病院建設事業 基本設計概要書（2023.01.26））

1.1 参加申込書等の手続について

(1) 提出書類

| 番号 | 区分        | 提出書類                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 誓約書       | 誓約書【様式第1号】                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  | 参加申込書     | 参加申込書【様式第2号】                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3  | 参加事業者の概要等 | 企業概要【様式第3号】<br>○所在地、代表者職氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、運営実績等<br>※上記の内容を含んだ既存のパンフレット等がある場合は添付すること。                                                                                                                                                                       |
| 4  | 運営実績      | 運営実績【様式第4号】<br>○件名、運営期間、貸付者名、貸付者所在、貸付者病床数<br>その他特記事項等                                                                                                                                                                                                                      |
| 5  | その他審査資格書類 | (1) 印鑑証明書<br>(2) 商業登記簿謄本（写しでも可）<br>(3) 納税証明書<br>※納期限が到来した国税、地方税等を納付していることが確認できる書類（直近1年分）<br>(4) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類<br>(5) 運営実績【様式第4号】が確認できる契約書等の写し及び業務の内容が分かる仕様書等<br>※(1)から(3)までについては参加申込書の提出の日の前3箇月以内に発行されたものとし、(4)については直近年度のものとする。<br>(6) 担当者名、電話番号、Eメール等の連絡先 |

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年1月24日（金）

イ 提出場所

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

(3) 提出方法 次のいずれかによる。

## ア 持参

土、日曜日、祝日及び年末年始の休日（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）を除く午前9時から午後5時までの間、提出場所において受け付ける。

## イ 郵送・託送

(ア) 郵送（特定記録郵便又は簡易書留郵便（レターパックでも可）に限る。）

(イ) 託送（(ア)と同等のものに限る。）

(ウ) 令和7年1月24日（金）必着とする。

### (4) 提出部数

各1部

※提出の際は、フラットファイルA4縦に綴じること。

### (5) 参加資格審査結果通知書の送付

参加申込書等の提出書類の内容について、書類審査を行い、参加資格審査結果通知書を送付する。この場合において、参加資格を満たさないと判断された事業者は、通知を送付した日の翌日から起算して7日以内に経営管理課用度施設係へ説明を求めることができる。

## 1.2 質疑書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑書の受付及び回答は、次のとおりとする。

### (1) 提出様式 質疑書【様式第5号】

### (2) 提出期限

令和7年1月15日（水）午後5時

### (3) 提出先

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

電話 0465-34-3175（代表）

FAX 0465-34-3179

電子メール ke-yodo@city.odawara.kanagawa.jp

### (4) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。

※FAX又は電子メール送信後に経営管理課用度施設係へ到着確認をすること。

### (5) 回答方法

令和 7 年 1 月 2 0 日（月）から小田原市ホームページにて回答を公開する。

(6) その他

審査（評価）に関する質問は、一切受け付けない。

1 3 企画提案書等の提出

1 1 (5) の書類審査の結果、参加資格が認められた事業者は、次のとおり企画提案書、提案価格見積書、出店事業費見積書及び貸付人負担額を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案書【様式第 6 号】（表紙） 正本 1 部、副本 9 部
- イ 提案価格見積書【様式第 7 号】 正本 1 部、副本 9 部
- ウ 出店事業費見積書【様式第 8 号】 正本 1 部、副本 9 部
- エ 貸付人負担額【様式第 9 号】 正本 1 部、副本 9 部

(2) 提出期間 令和 7 年 2 月 3 日（月）から同月 1 0 日（月）まで

(3) 提出場所

〒 2 5 0－8 5 5 8 小田原市久野 4 6 番地

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

(4) 提出方法 次のいずれかによる。

ア 持参

土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間、提出場所において受け付ける。

イ 郵送・託送

(ア) 郵送（特定記録郵便又は簡易書留郵便（レターパックでも可）に限る。）

(イ) 託送（(ア)と同等のものに限る。）

(ウ) 令和 7 年 2 月 1 0 日（月）必着とする。

(5) その他

ア 企画提案書の提出は、1 参加事業者につき 1 案とする。

イ 企画提案書は、原則 A 4 サイズで左綴りとする。A 4 サイズを超える場合は、A 4 サイズに折り畳んで提出すること。

ウ 企画提案書には具体的で簡潔な表現を用い、実施要領「1 3 事業者の選定 (2) 審査項目」に規定する内容について漏れなく記載すること。

エ 提案価格見積書に記載する提案価格は、消費税及び地方消費税を 1 0 % として

算定した金額を含むものとする。

オ 提出期限後における企画提案書及び関係書類の修正及び差し替えは認めない。

カ 提出された書類は、返却しない。

キ 提出期限までに企画提案書及び提案価格見積書が提出されなかったときは、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

#### 1 4 プレゼンテーション

(1) 実施予定日 令和 7 年 2 月 2 0 日 (木)

※状況等により、実施日が変更（後日）になる場合がある。

(2) 実施場所 小田原市立病院 2 階 本館会議室

(3) 実施手順

ア 参加事業者に対し、改めてプレゼンテーションのスケジュールを通知する。

イ 出席者は、3 名までとする。

ウ プレゼンテーションに要する時間は、1 事業者当たり 3 0 分とし、次のとおり配分する。

(ア) 機器設置等準備及び提案説明 2 0 分程度

(イ) 質疑応答 1 0 分程度

(4) その他

ア プロジェクタは、実施場所に設置してあるものを使用することとし、別に用意することも可能とする。また、その他必要な機材等は、参加事業者が用意する。

イ 提案説明は企画提案書の内容について行い、追加資料等の配布は認めない。ただし、プレゼンテーションソフト等を使用して提案説明を行うときに使用する電子データをあらかじめ出力したものは、この限りでない。

#### 1 5 事業者の選定

(1) 審査委員会

小田原市立病院職員で構成する小田原市立病院新病院カフェ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会において選定する。

(2) 審査項目

| 評価項目 |      | 評価基準                 |
|------|------|----------------------|
| 1    | 運営実績 | 新病院と同規模病院での運営実績は十分か。 |

|   |                 |                                                 |
|---|-----------------|-------------------------------------------------|
| 2 | 運営方針            | 運営に係る基本方針及び営業コンセプトが当院のニーズと合致しているか。              |
| 3 | 業務体制            | 業務責任者等の従事者の信頼性は感じられるか。                          |
|   |                 | 従事者の体制及び配置は整っているか。                              |
|   |                 | 企業全体での支援体制は確立されているか。                            |
|   |                 | 緊急時及び災害時の対応は整備されているか。                           |
| 4 | サービス内容          | 商品の品揃え、構成及び価格設定は適切か。                            |
|   |                 | ドリンクに加えてフードメニューが充実しているか。<br>提供するサービス内容が充実しているか。 |
|   |                 | 職員向けのサービス向上策はあるか。                               |
|   |                 | 店舗レイアウトは新病院のコンセプトと合致し、かつ、利用者に配慮された設計になっているか。    |
|   |                 | 病院イベントや災害時等の協力体制及び業務貢献に資する提案があるか。               |
| 5 | 売上見込及び提案価格      | 売上見込及び貸付料率は適切か。                                 |
| 6 | 出店事業費用及び貸付人の負担額 | 出店に係る事業費用は適切か。貸付人の負担する費用の削減提案があるか。              |
| 7 | 社会貢献に対する取組      | S D G s への取組をしているか。                             |
| 8 | 新病院開院への貢献       | 新病院開院に向けたサポート体制等の提案がなされているか。                    |
| 9 | その他             | 上記の他、利用者及び病院に対する独自の提案又はアピールポイントがあるか。            |

## 1 6 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し、プロポーザル審査結果通知書を送付するとともに、小田原市のホームページに掲載する。
- (2) (1)の通知は、令和7年2月25日（火）に発送する。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。
- (4) 選定業者への契約に関する手続については、別途通知する。

## 1 7 契約の締結

審査の結果選定した優先交渉事業者との協議を行い、仕様書を調整の上、契約を締

結する。ただし、次のいずれかに該当した場合、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とする。

- (1) 8に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約の交渉が成立しないとき又は優先交渉事業者が辞退したとき。
- (3) 参加書類、企画提案書等に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- (4) その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

#### 1 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約の締結までに、契約保証金として売上見込額及び提案した貸付料率から算出した貸付料の3箇月相当分を納入すること。ただし、契約者が過去5年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約書等その証明書類の提出をもって、又はこのほか契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金については免除する。
- (2) 契約保証金は、貸付期間満了後、貸付物件の原状回復（原状回復の範囲は、貸付期間満了前に貸付人と協議）を確認してから、落札者に還付する。

#### 1 9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等への参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された資料及びその複製は、本プロポーザルの選考以外に参加事業者が無断で使用しないものとする。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (4) 小田原市立病院は、提出書類を保存し、記録し、及び図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 小田原市立病院が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用できない。  
また、参加事業者は、参加に当たって知り得た情報を当院の許可なく第三者に漏らしてはならない。

- (6) 提出した書類の変更及び再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、小田原市立病院が変更を認めたときは、この限りでない。
- (7) 参加事業者は、1つの提案しか行うことができない。
- (8) 参加事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、当該参加事業者は失格とする。
- (9) 参加事業者が8に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された企画提案書等は無効となる。
- (10) 運営内容については、本プロポーザルの内容にかかわらず、小田原市立病院と協議の上、変更できるものとする。
- (11) 上記に定めるもののほか、本プロポーザル及び契約については、実施要領、地方自治法、地方自治法施行令その他関係法令の定めるところによる。
- (12) この入札についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

小田原市立病院 経営管理課 用度施設係

電話 0465-34-3175（代表）